

一般社団法人7つの習慣アカデミー協会認定

「7つの習慣(R)実践会」

ファシリテーター

規 約

一般社団法人7つの習慣アカデミー協会認定

「7つの習慣(R)実践会」ファシリテーター 規約

本規約は、一般社団法人7つの習慣アカデミー協会（以下、「当協会」という。）が主宰する教育事業（以下、「本事業」という。）における当協会と後記の「7つの習慣(R)実践会ファシリテーター」署名欄に署名した者（以下、「認定ファシリテーター」という。）との間の契約関係に適用する。

（個別契約との関係）

第1条 本規約は、当協会と認定ファシリテーターとの間の本事業に関する基本的なルールを規定するものとし、当協会と認定ファシリテーターとが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先する。

（本資格の付与）

第2条 次に掲げる全ての要件を満たした場合、当協会による「7つの習慣(R)実践会」認定ファシリテーター会員資格（以下、「本資格」という。）の付与の効力が生じるものとする。

- (1) 当協会が主宰する「7つの習慣(R)実践会」認定ファシリテーター養成講座（以下、「養成講座」という。）を受講・修了し、認定試験に合格をすること。
なお、当該講座の開催の要項、講座の内容、修了の要件等については、当協会が別に定める規定によるものとする。
 - (2) 養成講座にかかる課題を全て提出していること。
 - (3) 7つの習慣(R)実践会認定ファシリテーターとして、その月額会費5,000円（消費税別、以下「月額会費」という。）を当協会に対して支払うこと。
 - (4) 模擬実践会を、当協会が別に定める期日までに、3回以上開催し、所定の報告事項を報告していること。なお、模擬実践会の開催ルールについては、当協会が別に定める。
 - (5) 本規約に同意をすること。
- 2 本規約の効力が終了した場合、本資格の付与の効力は喪失するものとする。

（月額会費の支払い、有効期間と更新）

第3条 認定ファシリテーターは、当協会に対して、毎月末日までに翌月分の月額会費を支払わなければならない。

- 2 前項および資格付与時の月額会費の支払い方法は、当協会が別途定める手段によってなされるものとする。なお、その際に銀行振込手数料等が発生する場合は、認定ファシリテーターがこれを負担する。
- 3 本規約の効力の有効期間は、認定ファシリテーターが前条第1項により本資格の付与を受けた日から最初に訪れる3月31日までとする。
- 4 認定ファシリテーターが、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、認定ファシリテーターは本資格の付与を受け続けるものとする。なお、更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。
 - (1) 有効期間中の月額会費をすべて納めていること。
 - (2) 更新後の月額会費を有効期間満了日の前日までに、当協会に対して支払うこ

- と。
- (3) 認定ファシリテーターのスキルを維持、向上する等の目的で当協会が研修（研修費用は有償）を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。
 - (4) 「7つの習慣(R)実践会」を年3回以上開催し、所定の報告事項を報告していること。
 - (5) 更新の日から1か月前までに、当協会より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。
 - (6) 本規約に違反していないこと。
 - (7) 次項の異議を述べていないこと。
- 5 有効期間満了日の1か月前までに、当協会が、認定ファシリテーターに対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、認定ファシリテーターが当協会に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。
- 6 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

(認定ファシリテーターの権利)

第4条 認定ファシリテーターは当協会より本資格の付与を受けた場合は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。なお、当該各号の権利は日本国内においてのみ生じるものとする。

- (1) 「7つの習慣(R)実践会」(以下、「実践会」という。)を、自ら主催し、かつ、ファシリテーターを務める権利。
- (2) 次の①から③に掲げる資格名称(以下、「本資格名称」という。)を肩書きとして使用する権利。但し、当該の資格名称の使用は、当協会が別に定めるところに従うものとする。その他の名称は原則認められない。
 - ①「7つの習慣(R)実践会」ファシリテーター
 - ②「7つの習慣(R)実践会」認定ファシリテーター
 - ③一般社団法人7つの習慣アカデミー協会認定「7つの習慣(R)実践会」ファシリテーター
- (3) 当協会が許可するロゴを使用する権利。但し、当該ロゴの使用は、当協会が別に定めるところに従うものとする。
- (4) その他当協会が別に定める権利がある場合はその権利。

(実践会の開催)

第5条 認定ファシリテーターが実践会を主催しファシリテーターを務める場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

- (1) 実践会を開催する会場の確保、受講者からの受講申込みの受付、当日の教材の準備、受講料等の入金、入金管理、実践会開催当日の運営その他実践会を開催するために必要な業務は全て認定ファシリテーターが行うものとし、当該開催にかかる会場費等の費用は認定ファシリテーターの負担とする。
- (2) 実践会の内容は当協会が標準化した内容でなければならず、使用するテキスト等の教材は当協会が指定したものに限る。なお、受講料、教材費その他の受講者から受領する金額は、当協会が別に定める金額としなければならず、開催する時間も当協会が別に定める時間とする。
- (3) 認定ファシリテーターは、実践会を主催する場合は、当協会が別に定める規定がある場合はそれらに従うものとする。当該規定は、当協会がいつでも変更できるものとし、変更する場合は、当協会は認定ファシリテーターに対して、その変更後の規定を通知する。
- (4) 認定ファシリテーターは、当協会が指定する形式の受講者からのアンケートそ

の他の書面がある場合は、受講者に記入をしてもらい、当協会にその内容を通知しなければならない、

- (5) 認定ファシリテーターは、当協会の事前の同意がある場合を除き、認定ファシリテーターの主催する実践会内において、当該実践会の受講者に対し、認定ファシリテーター又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしてはならない。
- (6) 認定ファシリテーターは実践会を開催する会場内に、当協会が認める者を除き、聴講生、オブザーバーその他いかなる名目をもってしても、受講者以外の者を立ち入らせてはならない。
- (7) 認定ファシリテーターは、実践会の受講者からクレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を当協会に対し速やかに報告をしなければならない。
- (8) 認定ファシリテーターは、受講者に対し、実践会の内容について動画撮影又は音声録音の許可をしてはならない。
- (9) 当協会はいつでも、認定ファシリテーターの主催する実践会の開催場所に立ち入り、実践会の内容を確認することができるものとする。
- (10) 認定ファシリテーターが本条により生じる義務に違反した場合、当協会は認定ファシリテーターに対し、直ちにその主催する実践会の開催の中止を求めることができる。その中止により実践会の受講者において損害を生じた場合は、全てその賠償は認定ファシリテーターにおいてなすものとし、認定ファシリテーターは当協会に対し求償はできない。
- (11) 実践会受講規約、誓約書その他の認定ファシリテーターと受講者との間との取り決めに関する規定については、当協会が別途用意する規定の雛形を用いるものとし、当協会の事前の同意がある場合を除き、独自の取り決めをしてはならない。
- (12) 前各号の他、認定ファシリテーターが遵守すべき事項（活動倫理、行動規範を含むがそれらに限られない。）については、当協会が別に定める規定がある場合にはそれに基づくものとし、認定ファシリテーターはその規定を遵守して実践会を主催しファシリテーターを務めなければならない。

(通知の方法)

第6条 当協会から認定ファシリテーターに対する通知の方法は、Eメールによる方法その他当協会が定める方法をもってする。

(変更の届出)

- 第7条 認定ファシリテーターは、当協会へ伝えたその氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人に関する情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から1週間以内にその旨及び変更後の内容を当協会に対して通知しなければならない。
- 2 当協会は、認定ファシリテーターが前項の通知を行わなかったことによる認定ファシリテーターの不利益についての責任を負わないものとする。
 - 3 当協会から認定ファシリテーターに対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなす。
 - 4 心身の負傷、傷病、障害により通院（投薬）が発生した場合は速やかに協会へ活動の相談及び報告を行う。

(広告、メディア等)

第8条 認定ファシリテーターが実践会の広告や活動の広報（PR）を行う場合は、必ず「一般社団法人7つの習慣アカデミー協会」所属認定ファシリテーターである事を

- 明確に記載し、社会通念に照らし適切な方法をもってする。
- 2 認定ファシリテーターが当協会の名称又は認定ファシリテーターの資格名称をもって、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、Webメディア等に出演、掲載されようとする場合は、事前に当協会の同意を得なければならない。
 - 3 認定ファシリテーターは、「7つの習慣」に関連する書籍の執筆、出版等は一切してはならない。
 - 4 認定ファシリテーターが実践会等の広告や活動の広報（PR）を行うために、広告物を制作する場合は、事前に当協会の同意を受けなければならない。
 - 5 その他、認定ファシリテーターが実践会の広告や活動の広報（PR）を行うにあたって遵守すべき事項について当協会が別に規定を定める場合は、認定ファシリテーターはそれに従うものとする。

（委託等の禁止）

第9条 認定ファシリテーターは、当協会の事前の同意がある場合を除き、実践会を主催する場合に、その主催業務及びファシリテーター業務を第三者（従業員を含む。）に行わせてはならない。

（契約の地位）

第10条 認定ファシリテーターは、本規約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位（本資格の付与を受けた地位を含む。）を第三者に譲渡することができず、認定ファシリテーターが死亡した場合、本規約の効力は終了するものとする。

（知的財産権）

- 第11条 認定ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了後4年の間は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、当協会、当協会の代表者、当協会の代表者が主宰する当協会以外の法人、フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社が設定の登録をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとする。
- 2 本事業に関する著作物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権は当協会及びフランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社に帰属し、認定ファシリテーターは当協会の事前の承諾がある場合を除き、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。但し、第4条に規定された権利に基づき、その権利の範囲内で当該著作権を使用する場合はその限りでない。
 - （1）本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
 - （2）本著作物の内容を、自己又は第三者の著作物に掲載する行為
 - （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等をして第三者に配布する行為
 - 3 本著作物について、認定ファシリテーターがこれを引用して自らで著作物を制作しようとする時は、当協会の事前の許可を得なければならない。
 - 4 認定ファシリテーターは、スティーブン・R・コヴィー氏その他のフランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社又は当協会に関連する人物の写真、動画等を当協会の書面による事前の許可なく使用してはならず、その肖像権、パブリシティ権を一切侵害してはならない。

（資格返上と再度の資格取得）

第12条 認定ファシリテーターは、当協会に対して、2か月前に通知をすることにより、

本資格を喪失することができる。

- 2 認定ファシリテーターは、前項その他の事由により、本資格を喪失した場合、当協会に対して、既に支払ったライセンス使用料、本事業に関する講座の受講料、本資格の認定料、その他何らの返還の請求もできず、本規約から生ずる一切の権利を喪失するものとする。

(禁止事項)

第13条 認定ファシリテーターは、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 「7つの習慣」のブランドイメージを毀損することにつながる行為。
- (2) 本著作物、本事業に関するコンテンツ、本資格名称又は当協会の名称をもって、企業（あらゆる事業者をいう。）、学校、塾、専門学校などの教育機関等、地方公共団体その他あらゆる機関又は団体に対して、講演、研修、講座、セミナーその他の役務を提供し、又は商品を販売すること。
- (3) 日本国外において、第4条の権利をもって活動すること。
- (4) 当協会の同意なく、養成講座その他講座の内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示すること（YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用して養成講座にかかるノウハウ等を流出させた場合を含むがそれらに限られない。）。
- (5) 認定ファシリテーターが主催する実践会の受講者、当協会の主宰する各種講座の受講者、他の認定ファシリテーター、その他当協会の関係者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、その他商品又はサービスの購入の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）を行うこと。
- (6) その他当協会が別に定める禁止行為がある場合はその行為。

(解除と資格の喪失)

第14条 認定ファシリテーターが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、当協会は本規約に基づく契約関係を解除し、認定ファシリテーターの本資格を喪失させることができる。

- (1) 前条に規定する禁止
- (2) 行為を行った場合
- (2) 本規約、当協会が別に定める規定又は法令に違反した場合
- (3) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (4) 本規約及び当協会が別に定める規定等により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (5) 第7条4（当協会から認定ファシリテーターに対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなす。）通知期限経過により休会及び退会となる事もある。
- (6) 認定ファシリテーターとしての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をした場合
- (7) 認定ファシリテーターが、精神的に不安定な状態になり、精神科・神経科に通院している場合、またはカウンセリング等に通っている場合は、必ず担当医師、またはカウンセラーに相談の上参加することとする。また、更新時期に通院またはカウンセリング等に通っている場合は、当協会に申告が必要であり、申告をせず活動を続けた場合は、休会もしくは退会扱いとなる。
- (8) 当協会又は当協会の関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9) 当協会の事業活動を妨害する等により、当協会の事業活動に悪影響を及ぼし

た場合

(10) 月額会費を2か月分以上滞納した場合

(11) 本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると当協会が判断した場合

(退会事由及び手続)

第15条 認定者は、協会本部の審議を経て定める退会届に理由を付して提出し、任意に退会することができる。

- 2 退会及び認定資格を喪失した場合、既納の認定費等は返還しない。
- 3 資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。
- 4 認定会員サイト、シナジーサロンの利用はできない。
- 5 再認定には、その理由を記した説明書と共に、改めて養成講座の再受講とファシリテーション試験及び筆記試験の合格が必須となる。

(休会事由及び手続)

第16条 認定者は、海外留学、長期病気療養、家族の介護等の理由により7つの習慣実践会認定ファシリテーターとしての義務を遂行できない場合は、休会することができる。休会とは、更新要件を満たすことができない場合に、「認定」を維持するための措置である。

- 2 休会期間も、会費の納入が必要となる。
- 3 認定会員サイト等の認定者限定サービスは、引き続き利用することができる。
- 4 再認定には下記のとおり、条件を満たす必要がある。

再認定（実践会を開催するため）の 必要条件		養成講座 再受講	ファシリ 試験合格	筆記 試験合格	更新 要件	サロン内 実践会
退会	-	○	○	○	○	×
休会	更新後2年以上経過	-	○	○	○	○
	更新後1年以上2年未満	-	-	○	○	○

※再受講の受講費に、試験料も含まれます。休会の場合は、再試験は1回は無料です

(資料・情報等の返還)

第17条 認定ファシリテーターは本資格を喪失した場合、当協会から認定ファシリテーターとして活動するために受領した情報の一切を、当協会に対し返却し、返却のできないものは破棄をした上で、その破棄に関する適切な証明書を当協会に提出するものとする。

(競業禁止)

第18条 認定ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業（認定ファシリテーターを育成する事業、民間資格を発行する事業を含む。）を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事もしてはならない。

- 2 認定ファシリテーターは、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、実践会その他の当協会が企画、制作をする講座と内容が類似する講座、セミナー等を開催してはならない。

(秘密保持)

第19条 認定ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了した場合においても、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、当協会によって開示された、もしくは本規約の履行ないし本事業に関する業務の遂行過程で取得した、当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を本規約の目的以外に使用し、第三者に開示してはならない。

(個人情報の取扱い)

第20条 当協会及び認定ファシリテーターは自らが個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱業者に該当する場合は、同法及び同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、各々が別に定める利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を適正に取扱うものとする。

2 当協会は、認定ファシリテーターより、実践会の受講者の個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。

(1) 当協会への意見や感想をもらうため

(2) 市場調査、顧客動向分析その他、当協会の経営及び運営上必要な分析を行うため

(3) 当協会のマーケティング活動に利用するため

(4) 業務上必要な連絡をとるため

(5) その他当協会のサービスを適切かつ円滑に提供するため

3 認定ファシリテーターは、実践会において取得した受講者のプライバシーに関する情報を、漏えいしてはならない。

(損害賠償)

第21条 認定ファシリテーターは故意又は過失により当協会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負う。

2 認定ファシリテーターは、第11条又は第16条に違反した場合、当協会に対し、違約金として金3000万円を超えない額で協会が指定した額を支払わなければならない。

(当協会の免責)

第22条 認定ファシリテーターが受講者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、当協会は、認定ファシリテーター及び第三者に対し何らの責任も負わず、認定ファシリテーターから一切の求償も受けないものとする。

(確認条項)

第23条 本資格の付与は、当協会が認定ファシリテーターに対して、認定ファシリテーターの事業における成果を何ら保障するものでなく、又、実践会の開催を含めた認定ファシリテーターの行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

2 当協会と認定ファシリテーターとは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。

3 当協会から認定ファシリテーターに対する通知があった場合、認定ファシリテーターがその通知内容を覚知していないことによる不利益については、認定ファシリテーターに何らの事情があろうとも当協会はその責任を負わないことを確認する。

4 当協会は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、認定ファシリテーターとの本規約から生じる契約が存続する限りにおいて、その義務を負うもの

であることを確認する。

(専属管轄)

第24条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所、東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第25条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

改定日：2022年12月15日

改定履歴

2021年08月28日改定

第7条3 変更の届出について 追加

第14条(5)(7) 解除と資格の喪失について 追加

2022年12月15日改定

第15条 退会事由及び手続について 追加

第16条 休会事由及び手続について 追加